

令和3年8月から
食費の負担額が変わります⇒裏面

第145号 令和3年7月発行

ひなの杜 楓 通信

社会福祉法人 春の木会

特別養護老人ホームひなの杜

(℡ : 048-795-3711) みんないい

岩槻区裏慈恩寺51-1

地域密着型特別養護老人ホーム

ひなの楓 いい老後

(℡ : 048-793-1165)

岩槻区裏慈恩寺40-3



てるてる坊主

梅雨時期で、しかもコロナ対策中のため、外出もできません。緊急事態宣言も延長され集まつての行事も出来ません。でも、室内での作業はできます。今回は、てるてる坊主作りと、七夕飾付けをご紹介いたします。皆さん笑顔で参加され、楽しく作業されておりました。てるてる坊主さん、早くお天気になりますように。



介護保険負担限度額認定要件等の変更について

介護保険負担限度額認定について、令和3年8月から対象となる方の要件と食費の費用負担額がそれぞれ変更されます。

○対象となる方の要件について

- 利用者負担第3段階が①と②に細分化され、それぞれに収入等の金額が設定されます。
- 預貯金等について、一律1,000万円(夫婦は2,000万円)以下から、本人の収入等に応じた金額に変更されます。

○制度対象者と利用者負担段階 (変更は下線部)

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む)が 市民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額80万円以下	かつ、預貯金等の合計が 650万円 (夫婦は1,650万円)以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 80万円超120万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550万円 (夫婦は1,550万円)以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 120万円超	かつ、預貯金等の合計が 500万円 (夫婦は1,500万円)以下

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金(遺族年金、障害年金)も含む。

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除く。

※令和3年度よりその他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用いる。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1,000万円(夫婦は2,000万円)以下。

○食費の費用負担額について

- 施設入所時と短期入所(ショートステイ)利用時で食費の費用負担額が変わります。

○一日あたりの負担限度額 (変更は下線部)

利用者負担段階	食費	居住費(滞在費)					
		多床室 (特養等)	多床室 (老健、療養等)	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健、療養等)	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個室
第1段階	300円	0円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円 (600円)	370円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階①	650円 (1,000円)	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
第3段階②	1,360円 (1,300円)	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

※短期入所サービス(ショートステイ)を利用した場合、食費の負担限度額は()内の金額。